



日本共産党品川区議会議員

週刊 みやざき かつとし 俊一

2011年4月3日 No.747

事務所：品川区豊町6-2-1 TEL.3786-6674



共産党 品川

検索

未集金の徴収強化

条例
で

返済困難な方への相談・支援こそ

〈私債権管理条例〉

区民住宅家賃など支払いが滞ると…

① 期限後35日以内に督促状送付

返済されない場合は

② 担保権行使、保証人へ請求、債務名義者への強制執行

それでも回収できないと

③ 訴訟を起こす など機械的な手続きを定めています。



取り立てが
機械的、画一的、
強権的にすすめ
られる仕組みに。

〈女性福祉資金・奨学金・介護専門学校修学資金〉

区長が繰上げ返済を求められることができる規定の変更

「故意に返済を怠った」、「返済の意思が認められない」

「返済を継続して怠ったとき」 に変えます。

長引く不況のもと「払いたくても払えない」と奨学金など未集金が増えています。こうした事態に、品川区は未集金の徴収強化へ条例を制定して取り立てを強化します。生活がたいへんな方々に追い討ちをかけるやり方はすべきではありません。

この条例は私債権管理条例。

品川区が先の定例議会に提案し共産党以外が賛成しました。

私債権は、強制執行権がない区営住宅や区民住宅使用料、保育料、学校給食費などの債権です。一方、区民税や国民健康保険料、介護保険料は強制執行権があります。区は私債権の徴収力強化のために債権発生時に必要事項を定め、返済を延長する時に厳しい条件をつけます。

条例はさらに、いわゆる不良債権の処理の基準を定めるとともに、債権放棄や貸し付け先の資産調査などを審議する債権管理審議会を設置します。女性福祉資金や奨学金、介護福祉専門学校修学資金も徴収強化のために条例を改定しました。

福祉的な
債権も

機械的・強権的な 取り立てがすすむ

私債権管理条例は、未収金の徴収を訴訟などの圧力を背景にして機械的・強制的にすすめるための仕組みをつくるものです。強制執行できる区民税や国保料などの公債権と同じレベルで取り立てを可能にします。

私債権管理は現行でも十分に可能ですが、あえて条例化する
ことで保育料や区営住宅使用料
など福祉的要素の強い債権も機
械的、画一的、強権的に取り立
てるのが狙い。徴収業務の外部
委託も可能になっています。

条例は、債権が期限までに返
済されない場合、期限後35日以
内に督促状の送付。それでも返
済されない場合は担保権の行使
や保証人への請求。債務名義者
への強制執行。さらに、訴訟を
起こすなどの手続きを定めてい
ます。女性福祉資金や奨学金、

介護専門学校修学資金について
も、区長が繰上げ返済を求める
ことができる規定を、現行の

卒業しても仕事がないのに…

いま、区民のくらしと営業は
ますます厳しくなっています。
失業者の増大、学校を卒業して
も仕事がない、あっても派遣な
ど低賃金不安定雇用しかないの
が実態です。

強権的な取り立ては、経済的
自立を図る女性福祉資金の目的
や、人材育成の奨学金の目的と
両立しません。品川区は財政最
優先で700億円も基金をつくっ
てきました。いま区がやるべき
は滞納者への徴収強化でしょ
うか。返済が困難になっている方々
の相談に乗り、返済できるよう
にくらしを立て直す援助こそ必
要です。区民にもっとあたたか
い対応をするべきです。

「故意に償還金の返済を怠った
とき」、「返済の意思が認められ
ないとき」から「償還金の返済を
継続して怠ったとき」に変えま
す。個々の事情は無視して「返
済されていない」事実だけで強
制徴収しようというのです。
一方、債権徴収の停止や延期
については、資力がない場合や
取立費用の方が高くなる、徴収
を延期した方が有利になる場合
に限定しています。

<お知らせ>

地震救援募金を受け付けます

日本共産党は「東日本大震災」の救援募
金を受け付けています。

○郵便振替 00170-7-98422

○口座名義 日本共産党中央委員会

送金する場合は、必ず通信欄に「地震
救援募金」と明記ください。なお、手数
料はご負担ください。

お困りのときは お気軽にご相談ください

●くらし・区政の相談はいつでも受け付けます。

●無料法律相談は4月28日(木)
弁護士が対応します Pm6:30~です。



日本共産党 **みやざき克俊** 事務所

品川区豊町6-2-1 TEL3786-6674